

## 不法投棄は「しない・させない・許さない」 問 一谷和原庁舎生活環境課 ☎58 - 2111 (内線3306

地であっても許される行為では

人の土地はもとより、

自分の土

ありません。

## 一安易に土地を貸さない

ちません。また、土地所有者が 果、大量の廃棄物が持ち込まれ 安易に土地を貸してしまった結 みがポイ捨てされるといった廃 込まれるといった事案も多数発 たり、質の悪い残土などが持ち 棄物の不法投棄事案があとを絶 棄物が投棄されたり、 山林、農地、空き地などに廃 車からご

果として違法行為の手助けをす には、安易に土地を提供し、結 とが重要です。 何といっても未然に防止するこ 土地の所有者・管理者の皆さん このような不法投棄事案は、 そのためにも、

います。

罰金」が規定されています。 質なケースは、「3億円以下の 法律では個人の場合「5年以下 らに、廃棄物の不法投棄は、 に努めるようお願いします。さ 柵の設置を行うなど、未然防止 の罰金」また、法人の場合で悪 の懲役、もしくは1千万円以下 んは、日頃より土地の見回りや 一不法投棄には罰則があります 土地の所有者・管理者の皆さ 不法投棄は、非常に罪が重く 他

·受付時間=平日午前8時30分

~午後5時15分

(受付時間外

ることにならないようご注意願

防止に取り組むようご協力をお 願いします。 を合言葉に、市と市民の皆さん が一体となって不法投棄の未然 「しない・させない・許さない」

不法投棄している現場を見か

けたら不法投棄110番へ! ◎不法投棄110番 - 536 - 380 お 0い 1っ 2も

(お問い合わせ先) 県廃棄物対策課 は警察まで) 20 0 2 9

301 - 3033

お知らせ

## 問 谷和原庁舎都市計画課 都市計画\_ の住民説明会を開催します ☎58 - 2111 (内線5103)

進めています。 画」の2つの計画の策定作業を プラン」および「立地適正化計 市では、 都市計画マスター

市経営を考えていく計画です 快適な生活環境と持続可能な都 会に対応した安心できる健康で 適正化計画とは、少子高齢化社 針を示すものです。また、立地 は、将来都市像や都市づくりの 方針、地域別のまちづくりの方 都市計画マスタープランと

> るため、住民説明会を開催しま 素案を作成しました。 プランおよび立地適正化計画の このたび、 この計画素案の内容を説明す 都市計画マスター

〇11 月23 日出 住民説明会(日時・会場) 谷和原公民館 午前10時~正午

○11 月 24 日 旧

午前10時~正午

伊奈公民館

も参加できます。

す。申し込み不要で、どなたで

11月は地産地消強化月間です。学校給食センターでは、 給食に地場産物を活用し、子どもたちに安心・安全な給 食を提供しています。

地産地消強化月間推進事業として、「施設見学・試食会」 を開催しますので、皆さんも子どもたちが食べている給 食を食べてみませんか。

▶日時:11月21日休・22日金 午前10時~正午

▶場所:学校給食センター(中原 11 番地)

▶対象者:市内在住・在勤の方

▶定員: 1日あたり30人(先着順)

▶費用:250円/1食

▶献立:麦ごはん、牛乳、鶏肉のおろしソースかけ、ご まあえ、つくばみらい市産野菜たっぷりみそ汁、県産さ つまいもの一口ようかん

※献立は変更になる場合があります。

▶申込期間:11月5日似から電話で申し込みを受け付けます。 ※定員になり次第締め切り。

▶持ちもの=箸・スプーンなど

## 給食を試食してみませんか?

問 学校給食センター ☎52 - 2338 (内線7213)

